

白梅学園大学・白梅学園短期大学における科学研究費補助金等の公的資金に
関する不正使用防止計画

2015 年3月12日

2024 年4月1日（改正）

最高管理責任者決定

白梅学園大学・白梅学園短期大学（以下「本学」という。）「研究費の運営・管理に関する規程」第14条に基づき、本学における科学研究費補助金等の公的資金（文部科学省大学改革推進等補助金などの公的資金による教育・研究活動支援事業費等を含む。以下「公的資金」という。）を適正に運営・管理し、不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

なお、本不正防止計画は、不正の発生により本学及び本学教職員が受ける各種リスクを未然に防止し、本学教員が研究の円滑な推進という本来の目的に専念できるようにするため、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものである。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
明確化した公的資金の責任者とその責任範囲・権限について、 ① 人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。 ② 時間の経過により学内での認識が低下する。	①責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。 ②大学で定めた公的資金の責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開し常に学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	・誰でも常にルール等を確認できるように、マニュアル等をホームページに掲載する。 ・使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。

<p>使用ルールについて誤った運用が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールのマニュアル化により適切なルールの運用を促進する。 ・使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。
-----------------------------	--

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
<p>予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</p>	<p>「公的研究費の予算執行状況調査」を定期的 に実施し予算執行状況を把握するとともに、 計画との大幅な乖離等がある場合は是正の 指導をすることにより年間を通じたバラン スある予算執行を実現する。</p>
<p>カラ出張、旅行日程の水増し、日程の捏造、 航空券の不当取扱い等の不正が発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出張する研究者に出張申請書を提出させ、 命令権者が旅行の内容、出張先、相手方、 出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を 精査する。また、出張申請書が提出されな い場合は旅行命令等を発しない。 ・命令による出張を完了した研究者には出張 報告書を提出させ、命令権者が出張申請書 や他の提出資料等との関係を点検、確認す る。なお、用務を達成したことを証明する 資料等が添付されていない等の不備があ る場合は不備の是正を求める。
<p>非常勤雇用者、アルバイトの出勤簿等の改ざ ん、カラ雇用等が発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤雇用者の勤務実態を把握するため担 当事務職員が不定期に非常勤雇用者の執 務場所に赴き、勤務確認を行う。 ・出勤表に勤務時間、業務内容等を自筆で記 入させることにより厳格なチェックを行 う。 ・担当教員等は、非常勤雇用者に、日々の業 務内容について出勤簿に具体的かつ簡潔 に記述させ、確認の上押印又はサインす

	る。担当事務職員は、支払処理の際、出勤簿の時間と合わせて、業務内容についても確認する。
納品検査を行う職員の役割等が不明確となり納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生する。	整備した新たな納品検収体制に基づき、随時担当事務職員が納品検収を行う。なお、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。
教職員と業者の関係が不正な取引に発展する恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> 取引業者に不正防止の取組みについて周知徹底し、一定の頻度・金額の取引がある業者には誓約書の提出を求める。 不正取引に関与した業者については、今後の取引停止等の措置を講じることをホームページ等で周知する。 不正使用を行なった教職員については、就業規則第31条に基づき厳正な対応を行なうことや、科学研究費補助金等の返還・応募資格の停止の措置が生じることの周知徹底を図る。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
不正使用に関する通報（告発）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	通報窓口をホームページ等で周知し、不正の抑制・牽制、リスクの早期発見を図る。
行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。	<ul style="list-style-type: none"> 公的資金等のルールや遵守すべき行動規範等に対する教職員の認識状況を把握し、理解度が十分でない場合は、説明会や研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる。 行動規範のポスター等を学内に掲示することにより、その浸透に努める。

5. 不正防止計画の見直し

今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。